

答 申 書 (案)

～新しい生活様式における公民館事業のあり方について～



夏休み子ども・中高生スペース チャリティーイベント～ウクライナ 世界の平和を願って～
「エッグアートをつくろう (令和4年8月9日実施)」

令和5年3月

狛江市立公民館運営審議会

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）が発生した令和2年からすでに約3年が経過している。これまで、狛江市の公民館においては、感染拡大防止の観点から、消毒の徹底やマスクの着用、飲食の禁止、利用者数の制限等、活動にあたって多くの制限を設けてきた。さらに、市の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、緊急事態宣言下では公民館を臨時休館とし、すべての部屋の貸し出しを停止する期間もあった。しかし現在では、新型コロナの終息の見通しが付かない状況でありながらも、市民の学びや活動を止めないために、公民館事業の実施や団体活動の支援を継続しているところである。

また、新型コロナが流行り出してから、「新しい生活様式」という言葉をよく耳にするようになった。「新しい生活様式」とは、新型コロナの感染拡大を防止するために厚生労働省が公表した行動指針である。一人ひとりの手洗いやマスクの着用など日常生活での予防からはじまり、企業や自治体等では密集・密閉・密接（3密）を回避するための「在宅勤務（テレワーク）」や「オンライン会議」といった様々な取り組みがすでに実践されている。

こういった背景をもとに、公民館長より「新しい生活様式を踏まえた狛江市立公民館事業のあり方について」（令和3年6月25日付け狛教教公発第000053号）について、本審議会宛てに諮問をいただくこととなった。「新しい生活様式」と聞くと、インターネットを活用した「リモート会議」や「オンライン講座」といったものが真っ先に思い付くところではあるが、そういった取り組みに限定してしまうと、新型コロナの終息後に本答申が活かせなくなってしまうことが予想される。よって、本審議会では、新型コロナが終息したポストコロナ時代も活かせる先を見据えた事業の展開も含めて、長期的な視点に立って検討することとなった。合わせて、「つどう」「まなぶ」「おすぶ」といった重要な機能を持つ公民館は、「3密」になる活動も多いため、改めて公民館の原点に立ち返って検討する良い機会ともなった。

本答申により、コロナ禍やさらなる未来において、社会教育法に定められた公民館の目的「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」の維持に役立つことができれば幸いである。

2 審議の経過

本審議会においては、以下の日程で、諮問事項について、〇回にわたる会議を開催し、意見交換を交えながら慎重に審議を尽くした。

【令和3年度】

第6回（10月26日）これまでの取り組み、他市の事例、グループワーク1回目

第7回（11月30日）グループワーク2回目

第8回（12月14日）3つの重点事項について

第9回（3月22日）3つの重点事項について

※第1～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月と2月は中止

【令和4年度】

第1回（4月12日）答申書（案）の確認

第6回（10月25日）3つの重点事項における今後の展望

第7回（1月24日）答申書（案）へ今後の展望の反映

第8回（2月14日）

※第2～5回は、公民館事業評価のみ実施のため記載しない

3 公民館の役割について

検討に入る前に、公民館の役割を明確にするため、法令を確認するとともに、市における公民館の立ち位置について以下のとおり整理する。

（1）公民館の役割とは

社会教育法に定義された公民館の目的及び事業は、以下のとおりである。

○社会教育法（抜粋）

第二十条（目的）

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二十二条（公民館の事業）

公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。

- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(2) 類似公共施設の目的・機能について

市内の公共施設を整理・比較し、公民館の位置付けを別紙「各公共施設 比較一覧」のとおり整理した。

(3) 改めて公民館に求められる機能やポイントとは

上記(1)(2)の内容を基に、公民館に求められる機能を以下のとおり整理する。

- ・公民館は、地域住民の生活のための学習や文化活動の場であること
- ・公民館は、人々の生活の課題解決を助ける場であること
- ・公民館は、他の専門的な施設や機関と住民とを「おすぶ」場であること
- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代を対象に事業を実施できるのは、「公民館ならでは」であること
- ・目的に「学術や文化、教養」について記載があるのは公民館だけであること

4 3つの重点事項について

「新しい生活様式」を踏まえた公民館事業について、各委員がフセンに書いたアイデアを分類しながら、委員同士で自由に意見交換を行った。委員から出た各意見をソフト面（公民館の制度やサービスに関すること）、ハード面（設備や備品に関すること）、事業面（教室や講座に関すること）の3つに整理したものが別紙2となる。内容を見ても分かるとおり、コロナ禍に留まらず、コロナ終息後も長期的に活かせるような様々な意見が活発に出された。

本答申では、委員から出された意見の中から、多く出されたものや優先順位が高いと思われるものを整理し、3つの重点事項「（1）新たな事業の開拓（2）現役・将来世代への継承（3）未来に向けた取り組み」に絞って議論を進めることとなった。

また、さらに3つの重点事項に関する今後の方針について、各委員で議論を重ね、最終的に以下のとおりとなった。

（1）新たな事業の開拓

新型コロナウイルス感染症の感染防止をきっかけに、リモート講座やテレワーク等、ICTを活用したサービスがより重視されるようになった。公民館では、令和2年度に居場所事業「連続講座」を会場とオンラインでのハイブリッド形式で実施したことが、ICT活用のスタートとなった。その後、少年事業「子ども実験教室」の動画配信や、市民劇場「西河原クリスマスコンサート」の動画上映等、市民の学びを止めないよう創意工夫をして取り組んでいる。

一方、ICT機器を利用できる者と利用できない者の間に生じる情報格差（デジタル・ディバイド）が課題となっており、この課題の解消に向けて、公民館では、情報学習事業「スマホ講座」などを実施している。

引き続き、ICTを活用し、感染症対策はもちろんのこと、子育て世帯といった日中忙しい方や、高齢者等の移動が困難な方にも場所を選ばずに学べる環境づくりを進めるとともに、物理的に3密を避けることができる館外事業を取り入れるなど、新たな事業の開拓が求められている。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
【ICTを活用した事業】 <ul style="list-style-type: none">・電子申請の積極的な活用・少年事業 子ども実験教室の動画配信・市民劇場 西河原クリスマスコンサートの館内動画上映・日本語教室 Wi-Fiホームルータ及びタブレットの整備・情報学習事業 スマホ講座	【ICTを活用した事業】 <ul style="list-style-type: none">・Wi-Fi環境を整備・オンライン講座、オンライン懇親会・動画配信できるようなスタジオの構築・LINEを活用した施設予約や特別申請 【館外事業】 <ul style="list-style-type: none">・狛江の史跡、神社めぐり・西河原公園で自由発想広場（パラソル）の

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者スマートフォン体験会（東京都） ・居場所事業 ハイブリッドの連続講座 	<p>設置</p>
---	-----------

<今後の展望>

○ICTを活用した事業のさらなる推進

○新たな事業を開拓するためには、本審議会の事業評価を活用し、公民館事業を改善するための不断の見直しが必要である。

○西河原公民館の周辺には多摩川や西河原公園といった素晴らしい地域資源がある。こういった資源を活用し、公民館から飛び出した館外事業の企画を実施するなど、密の回避をしながら市民の健康増進や学びの提供ができるような取り組みが必要である。

○市内の公共施設の中で茶室や暗室を有するのは公民館だけである。それらに加え、公民館の様々な機能（料理実験室、生活工芸室（美術工芸室）、陶芸窯、図書室等）を活かした事業を展開し、公民館の魅力を多くの市民に感じてもらい、市民に学びの輪を広げていただきたい。

（２）現役・将来世代への継承

公民館では、子どもや若者たちを対象とした多くの事業を実施している。平成29年度から実施している居場所事業「夏休み子ども中高生スペース」は、令和2年度は事業を中止したが、令和3年度と令和4年度は実施し、コロナ禍だからこそ行き場のない子どもたちに居場所を提供できたことは一定の成果があった。また、令和4年度に本格実施している「学習フリースペース」では、中央公民館の空いている部屋を活用して新たな学びの場を提供している。しかしながら、公民館利用者のうち高齢者がまだ多くを占めている現状では、現役・将来世代の公民館に対する理解と関心があるとは言いがたい。

そこで、平成28年度の本審議会の答申「狛江市立公民館の魅力を高め、すべての世代にわたる市民のための学習の場とするために必要な公民館事業等のあり方について」における若い世代に係る本答申内容を再度振り返り、公民館がどこまで実現できているのかの進捗管理を行った。その結果が、別紙〇のとおりである。この進捗管理を踏まえた上で、重点事項「現役・将来世代への継承」については、以下のとおりとする。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・学習フリースペース ・少年事業（各種講座） ・居場所事業（夏休み子ども中高生スペース） ・田園調布学園大学との事業企画・実施 ・子育てセミナー ・市内小中学校の職場訪問、体験の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマを設定し、各小・中学校の生徒に来てもらい討論会を開催 ・子どもたちの読書会（感想を述べ話し合う） ・サイエンス事業の充実 ・親子で楽しむビデオライブラリールーム ・デジタルだけではなく、アナログの重要性を若い世代に伝える。

<今後の展望>

○現役・将来世代をターゲットとした事業を企画・運営し、子ども・若者の学びをサポートすると同時に、公民館の新たな担い手の確保を目指す必要がある。大人である公民館職員が考える事業だけでなく、子どもや若者が何を求めているか、まずはアンケート調査等を通じて、小・中学生や高校生等のニーズを把握した上で、事業を展開していくことが必要である。さらには、子どもや若者が主体となって、事業を企画・運営することで、公民館に継続的に携わってもらうことが望まれる。

○公民館の取り組みは幅広い世代を対象にしているため、他の公共施設と重なる部分が多い。特に、子どもや若者の関係で言えば、市内には3つの児童館が設置されている。社会教育施設である公民館の位置付けを踏まえた上で、市内の児童館と情報共有や連携を図ることにより、広がりのある事業が展開されることを期待する。

○現役・将来世代の利用を促し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる公民館であるためには、ソフト面とハード面の両面で整備する必要がある。今後改修予定の市民センターでは、フリースペースが拡充し、ティーンズルームやスタディコーナーが新設される。子どもや若者の利用が増え、より多くの人に開かれ、すべての世代が集う施設となることを期待する。

○利用区分が3区分から4区分への増やし、若い世代の新たな利用者が増えることを願うものである。

○学校教育の場において、子ども・若者が地域に主体的に関わりながら、課題解決に取り組む活動が行われており、令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられたこともあり、高等学校を中心に選挙管理委員会と連携した主権者教育が展開されるなど、主権者教育への意識、関心も高まっている。公民館においても、子ども・若者が、国や地域の一員として、どのように社会や人生をより良いものにしていくべきかを自ら考え、多様な他者と協力し課題を解決す

るために、主権者意識を芽生えさせ、よりよい社会を創る資質・能力を育むための取り組みを進めることが重要である。

(3) 未来に向けた取り組み

①SDGsを中心とした長期的な視点に立った事業の展開

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標」(SDGs)では、地球上の「誰一人として取り残さない」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められた。そして17の国際目標のひとつに「全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが挙げられている。

公民館では、令和3年度に本格実施した事業評価でSDGsの視点を持たせて実施しており、令和4年度の市民ゼミナールではSDGsをテーマに取り組んでいるところであるが、引き続き、公民館としてSDGsの理念に沿った事業の企画・運営が必要である。

公民館の取り組み	公運審からの意見(一部抜粋)
<ul style="list-style-type: none">・市民ゼミナール 連続講座(テーマ選定)・公民館事業評価シートにおける選定	<ul style="list-style-type: none">・SDGsの理念に沿った事業の企画・「地球温暖化」について考える講座

<今後の展望>

○未来に向けた取り組みについて、公民館で発表の場を設けて、市民に考えてもらうきっかけづくりに寄与する。

○SDGsだけではなく、市が推進する2050年までに二酸化炭素の排出量のゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」など長期的な視点に立った取り組みに沿った事業の企画・運営の検討も必要である。

②多様な主体と連携した事業の展開

日本中の多くの地域において、人口減少による活力低下や様々な地域の課題を克服し、地域において人々が安心して心豊かな生活を送ることのできる地域づくりが大きな課題となっており、そのためにも豊かな学びの機会が必要である。豊かな学びを提供するには、公民館が多様な主体と目的を共有した上で連携・協働し、専門的な知識やノウハウを活用しながら地域課題の解決に取り組むことが重要である。

公民館では、令和3年度から全国公民館連合会と明治安田生命が共同で活動を展開する「地域の『公民館』元気プロジェクト」を活用した事業を行っている。また、令和4年度から田園調布学園大学の学生が企画した講座を実施している。

公民館の取り組み	公運審からの意見（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治安田生命との事業企画・実施 防災講座 ・ 田園調布学園大学との事業企画・実施 ・ 東京都との事業企画・実施 高齢者スマートフォン体験会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業や学校と連携した事業を展開 ・ 外国人と連携した事業 ・ 外国人が主体となり、事業・交流を図る ・ 学芸員とのコラボ事業

<今後の展望>

○他公共施設の理念や目的を理解し、情報共有や連携できるよう取り組む。

5 さいごに